

堺市指定文化財を新たに指定しました

堺市では、令和 7 年 3 月 7 日（金）に開催された堺市文化財保護審議会の答申に基づき、令和 7 年 4 月 18 日（金）付けの告示をもって、「大鳥大社 本殿 神門及び瑞垣 拝殿 神饌所及び玉垣」を堺市指定有形文化財に指定しました。

本指定制度は、堺市文化財保護条例に基づき、市内に所在する文化財の保存と活用のために必要な措置を講じ、市民の文化的向上に資することを目的としており、今回の指定により、堺市指定文化財は合計 57 件となりました。

1 今回指定した堺市指定文化財

【有形文化財】

大鳥大社 本殿 神門及び瑞垣 拝殿 神饌所及び玉垣（堺市西区鳳北町 1 丁 1-2）

大鳥大社は、「延喜式神名帳」に記載のある式内社で、和泉国一の宮でもある、由緒ある神社です。本殿等が明治 38 年（1905）に焼失した後、明治 42 年（1909）にかけて再整備されました。これらの社殿は、明治維新後全国各地で神社が再興された時代に、当時の神社政策に沿って、近代日本にふさわしい神社建築のあり方を模索した歴史を物語る建造物として歴史的価値が高く、建築家安藤時蔵により社殿全体に復古と近代的な創意を融合させた点で意匠的にも優秀です。市域においてこのような事例は他になく、非常に価値が高い建造物です。



大鳥大社本殿

2 指定年月日

令和 7 年 4 月 18 日（金）

3 堺市指定文化財一覧

本市で指定している文化財の一覧は、以下の堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/rekishi/bunkazai/bunkazai/ichiran.html>

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：文化観光局 歴史遺産活用部 文化財課 電 話：072-228-7198 ファックス：072-228-7228
----------------------------	--